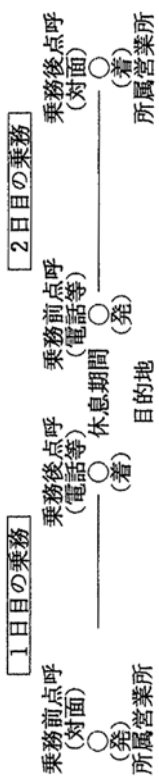




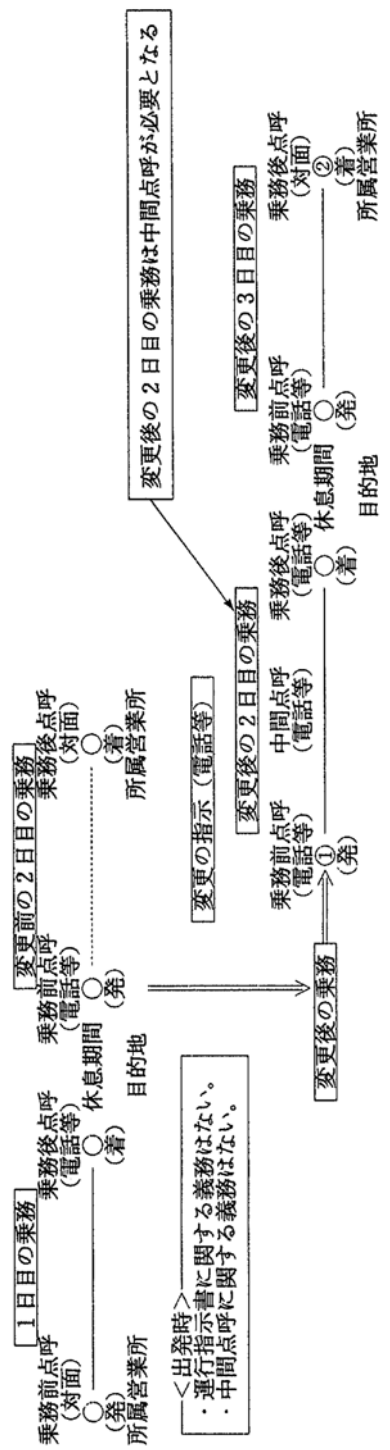
中間点呼及び運行指示書の必要のない運行



< 出発時 >  
 ・ 運行指示書に関する義務はない。  
 ・ 中間点呼に関する義務はない。

乗務の前又は後の点呼が対面により行う乗務の場合は、中間点呼の実施義務はない。

出発時 の運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



< 出発時 >  
 ・ 運行指示書に関する義務はない。  
 ・ 中間点呼に関する義務はない。

< 変更に伴い >  
 運行管理者： ～ までの運行指示書を作成し、運転者に電話等により指示する。  
 運転者： 変更の指示を受け、指示内容を乗務記録に記録し、運行終了後、提出する。